

# 上ノ国町水防計画

令和6年3月

上ノ国町

# 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第 1 章 総 則                   | 1  |
| 第 1 節 目 的                   | 1  |
| 第 2 節 用語の定義                 | 1  |
| 第 3 節 水防の責任等                | 5  |
| 第 4 節 津波における留意事項            | 7  |
| 第 5 節 安全配慮                  | 8  |
| 第 2 章 水防組織                  | 9  |
| 第 1 節 町の水防組織                | 9  |
| 第 2 節 消防機関の組織               | 10 |
| 第 3 節 大規模氾濫減災協議会            | 11 |
| 第 3 章 重要水防箇所                | 13 |
| 第 4 章 予報及び警報                | 14 |
| 第 1 節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 | 14 |
| 第 2 節 気象庁が行う予報及び警報等         | 14 |
| 第 3 節 水位周知河川における水位到達情報      | 19 |
| 第 4 節 水防警報                  | 22 |
| 第 5 章 水位等の観測、通報及び公表         | 28 |
| 第 1 節 水位の観測、通報及び公表          | 28 |
| 第 2 節 雨量の観測及び通報             | 31 |
| 第 6 章 気象予報等の情報収集            | 32 |
| 第 1 節 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集  | 32 |
| 第 2 節 気象情報等の種類              | 34 |
| 第 7 章 ダム・水門等の操作             | 36 |
| 第 8 章 通信連絡                  | 38 |
| 第 9 章 水防施設及び輸送              | 40 |
| 第 1 節 水防倉庫及び水防資器材           | 40 |
| 第 2 節 輸送の確保                 | 42 |

|        |                                        |    |
|--------|----------------------------------------|----|
| 第 10 章 | 水防活動                                   | 43 |
| 第 1 節  | 水防配備                                   | 43 |
| 第 2 節  | 巡視及び警戒                                 | 44 |
| 第 3 節  | 水防作業                                   | 45 |
| 第 4 節  | 緊急通行                                   | 45 |
| 第 5 節  | 警戒区域の指定                                | 46 |
| 第 6 節  | 避難のための立退き                              | 46 |
| 第 7 節  | 決壊・越水等の通報                              | 46 |
| 第 8 節  | 水防配備の解除                                | 49 |
| 第 11 章 | 水防信号、水防標識及び身分証票                        | 50 |
| 第 1 節  | 水防信号                                   | 50 |
| 第 2 節  | 水防標識                                   | 51 |
| 第 3 節  | 水防計画作成時の職員の身分証票                        | 51 |
| 第 12 章 | 協力及び応援                                 | 52 |
| 第 13 章 | 費用負担と公用負担                              | 55 |
| 第 1 節  | 費用負担                                   | 55 |
| 第 2 節  | 公用負担                                   | 56 |
| 第 14 章 | 水防報告等                                  | 57 |
| 第 15 章 | 水防訓練                                   | 58 |
| 第 16 章 | 災害補償等                                  | 59 |
| 第 17 章 | 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び<br>浸水防止のための措置 | 60 |
| 第 1 節  | 洪水、内水、高潮対応                             | 60 |
| 第 18 章 | 水防協力団体                                 | 64 |
| 第 19 章 | 水防管理団体の水防計画及びその作成要領                    | 65 |



# 第1章 総 則

## 第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる上ノ国町が、同法第33条第1項の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。水防の責任を有する上ノ国町がこれにあたる。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。上ノ国町がこれにあたる。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。水防管理団体の長である上ノ国町長がこれにあたる。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。檜山広域行政組合消防長がこれにあたる。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。本町では消防機関が水防活動を担っているため、水防団は設置していない。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。北海道水防計画で定める量水標管理者は、北海道水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知又は周知を行う（法第13条）

(12) 水位周知下水道

知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。知事又は町長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(13) 水位周知海岸

知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したときは、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。

なお、水防機関の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

町長の高齢者避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規程される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。知事又は町長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(24) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(25) 内水浸水想定区域

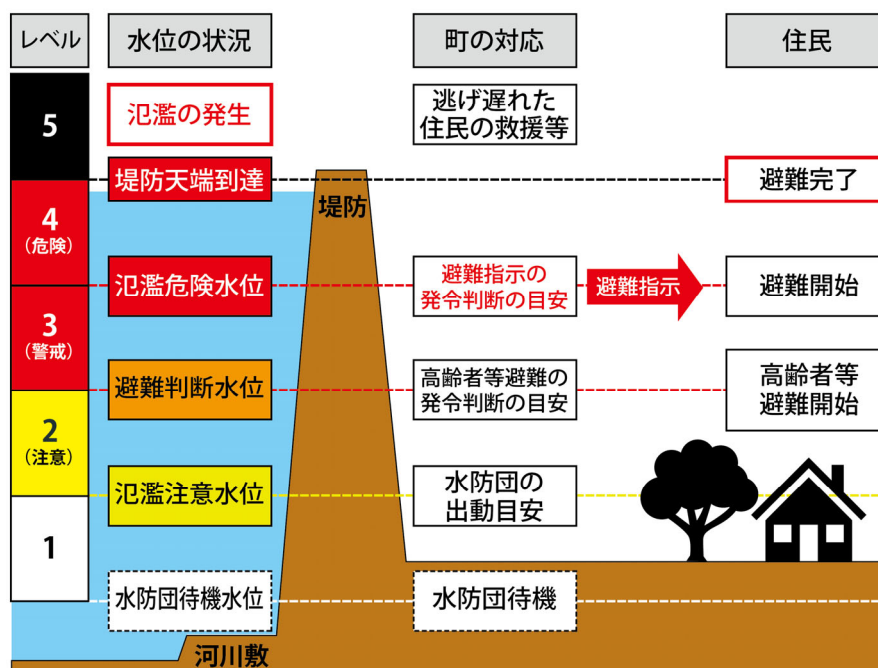
内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は町長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(26) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。

(27) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。





## 第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

### 1 水防管理団体の責任

町は、管轄区域内の水防を十分に果たす責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (11) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (12) 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (13) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (14) 警戒区域の設定（法第21条）
- (15) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (16) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (17) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (18) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (19) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (20) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (21) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (22) 水防協議会の設置（法第34条）
- (23) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (24) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (25) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

- (26) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (27) 消防事務との調整（法第50条）

## 2 道の責任

道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

## 3 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

## 4 気象庁（函館地方気象台）の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

## 5 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

## 6 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

# 第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 第5節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

なお、水防管理団体の長は、消防団員自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

### 【消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項】

- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は、原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は、消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・ 出水期前に、消防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

## 第2章 水防組織

### 第1節 町の水防組織

町は、上ノ国町災害対策本部条例（昭和38年条例第14号）の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、水防の事務の総括は総務課で行うものとする。

#### 1 町の水防組織

町に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防に関する事務は災害対策本部において行う。

#### 2 水防計画調査

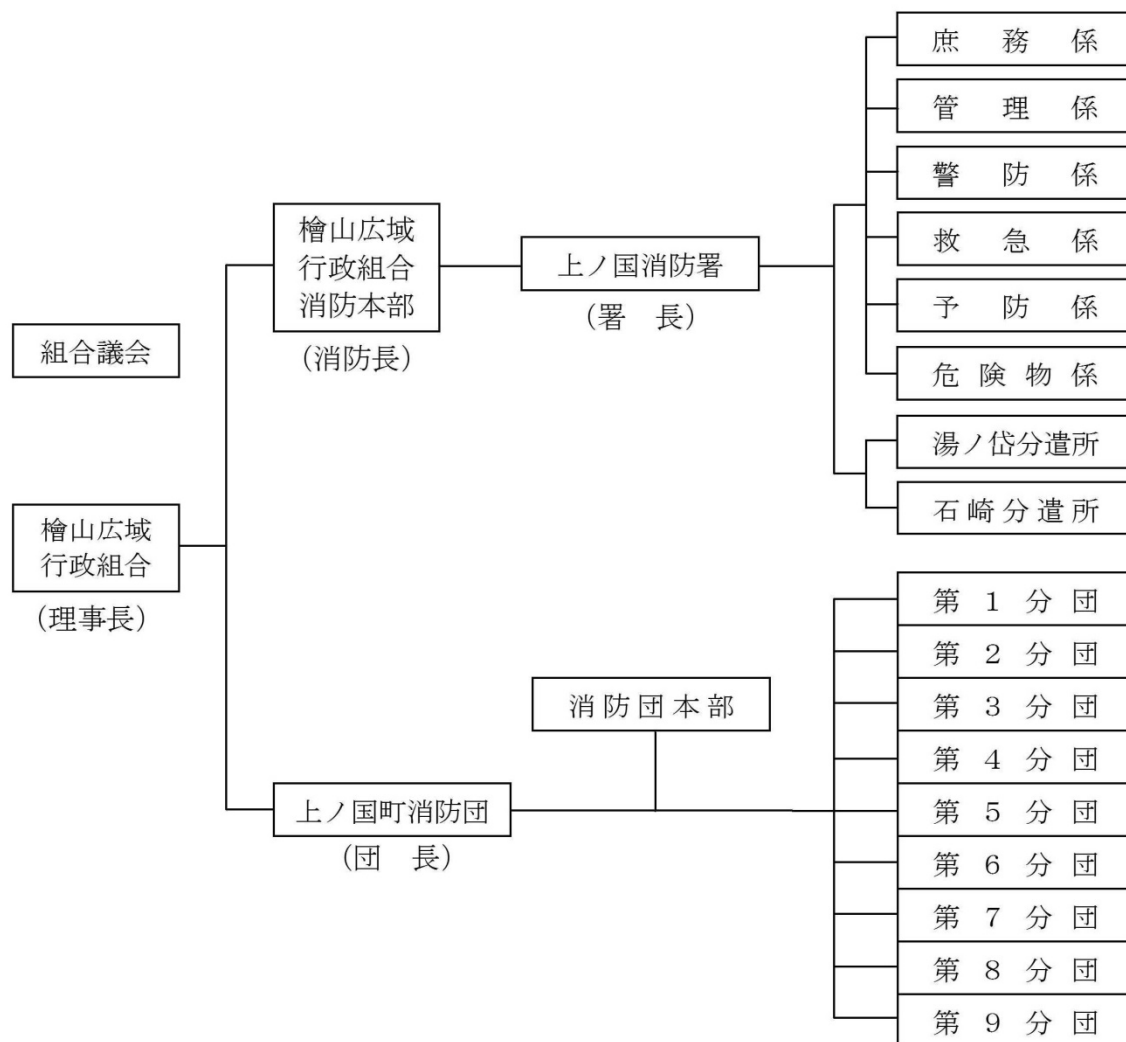
法第33条の規定に基づく水防計画の調査審議は、上ノ国町防災会議が行う。

#### 3 水防に関する組織及び所掌事務

水防に関する組織及び所掌事務は、上ノ国町地域防災計画第3章第2節「災害対策本部」の定めるところに準ずる。

## 第2節 消防機関の組織

消防機関の組織図は、次のとおりである。



## 第3節 大規模氾濫減災協議会

### 1 大規模氾濫減災協議会

- (1) 国土交通大臣は、法第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
  - ア 国土交通大臣
  - イ 北海道知事
  - ウ 当該河川の存する市町村の長
  - エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - オ 当該河川の河川管理者
  - カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
  - キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者
- (2) 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。  
※なお、本町には1級河川が存在しないため、本協議会は設置されていない。

### 2 北海道大規模氾濫減災協議会

- (1) 北海道知事は、法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
  - ア 北海道知事
  - イ 当該河川の存する市町村の長
  - ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - エ 当該河川の河川管理者
  - オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
  - カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者
- (2) 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

### 3 北海道檜山振興局河川減災対策協議会

- (1) 本協議会は、檜山振興局管内の二級河川における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、国、北海道及び河川に隣接する町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、協議会（以下、「北海道檜山振興局河川減災対策協議会」と呼ぶ）を設置し、次に掲げる者をもって組織するものとする。
- ア 北海道檜山振興局長
  - イ 北海道渡島総合振興局兼檜山振興局副局長
  - ウ 函館地方気象台長
  - エ 函館開発建設部長
  - オ 江差警察署長
  - カ 北海道警察函館方面本部警備課長
  - キ 檜山振興局管内の二級河川に隣接する町長
  - ク 檜山広域行政組合消防本部消防長
- (2) 北海道檜山振興局河川減災対策協議会において協議が整った事項については、北海道檜山振興局河川減災対策協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 北海道檜山振興局河川減災対策協議会の事務の運営において必要な事項は、会長が定める。



# 第3章 重要水防箇所

水防管理団体は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

道（函館建設管理部）管理河川における重要水防箇所のうち本町に関わる箇所は、下表のとおりである。

| 水系名 | 河川名  | 市町村名 | 右岸<br>左岸 | 起点位置(km) |                        |      | 終点位置(km) |                         |      | 重要水防<br>区域延長 | 重要度 | 築堤 | 備考  |
|-----|------|------|----------|----------|------------------------|------|----------|-------------------------|------|--------------|-----|----|-----|
|     |      |      |          | 地区名      | 位置名称                   | 距離   | 地区名      | 位置名称                    | 距離   |              |     |    |     |
| 天野川 | 天野川  | 上ノ国町 | 左岸       | 上ノ国      | 河口                     | 0    | 上ノ国      | (国)天の川橋                 | 0.9  | 0.9          | A   | 有  | 樋門  |
| 天野川 | 天野川  | 上ノ国町 | 左岸       | 小森       | 大平川との合流点から<br>0.6km下流  | 5.9  | 小森       | 大平川との合流点から<br>0.4km上流   | 6.9  | 1            | B   | 有  |     |
| 天野川 | 天野川  | 上ノ国町 | 左岸       | 湯ノ岱      | ツツツ川との合流点<br>から0.4km上流 | 14   | 湯ノ岱      | (道)湯ノ岱大橋                | 16.3 | 2.3          | B   | 有  |     |
| 天野川 | 天野川  | 上ノ国町 | 右岸       | 向浜       | 河口から0.2km上流            | 0.2  | 中央区      | 目名川との合流点                | 0.4  | 0.2          | B   | 有  |     |
| 天野川 | 天野川  | 上ノ国町 | 右岸       | 向浜       | 目名川との合流点               | 0.4  | 中央区      | (国)天の川橋から<br>0.2km下流の町道 | 0.7  | 0.3          | B   | 有  |     |
| 天野川 | 天野川  | 上ノ国町 | 右岸       | 新村       | (国)天の川橋から<br>0.3km上流   | 1.2  | 桂岡       | 苫符川との合流点                | 5.6  | 4.4          | A   | 有  | 樋門  |
| 天野川 | 天野川  | 上ノ国町 | 右岸       | 桂岡       | 苫符川との合流点               | 5.6  | 桂岡       | 苫符川との合流点<br>から0.5km上流   | 6.1  | 0.5          | A   | 有  | 樋門  |
| 天野川 | 天野川  | 上ノ国町 | 右岸       | 桂岡       | 苫符川との合流点<br>から0.7km上流  | 6.3  | 早瀬       | (町)宮越橋から<br>0.4km下流     | 8.1  | 1.8          | B   | 有  | 樋門  |
| 天野川 | 天野川  | 上ノ国町 | 右岸       | 湯ノ岱      | (道)湯ノ岱大橋から<br>0.1km下流  | 16.2 | 湯ノ岱      | (道)湯ノ岱大橋                | 16.3 | 0.1          | B   | 有  |     |
| 天野川 | 目名川  | 上ノ国町 | 左岸       | 大留       | 向浜橋(人道橋)               | 0.4  | 大留       | (町)砂館橋から<br>0.15km下流    | 0.8  | 0.4          | B   | 有  |     |
| 天野川 | 目名川  | 上ノ国町 | 左岸       | 大留       | (町)砂館橋から<br>0.15km下流   | 0.8  | 大留       | (国)北村橋                  | 1.1  | 0.3          | B   | 有  |     |
| 天野川 | 目名川  | 上ノ国町 | 左岸       | 大留       | (国)北村橋                 | 1.1  | 大留       | 堰から0.3km上流              | 3.6  | 2.5          | B   | 有  | 取水堰 |
| 天野川 | 目名川  | 上ノ国町 | 左岸       | 大留       | 堰から0.3km上流             | 3.6  | 大留       | 堰から0.4km上流              | 3.7  | 0.1          | B   | 有  |     |
| 天野川 | 目名川  | 上ノ国町 | 右岸       | 北村       | (町)砂館橋                 | 0.95 | 北村       | (町)目名橋から<br>0.15km上流    | 2.7  | 1.75         | B   | 有  | 取水堰 |
| 天野川 | 目名川  | 上ノ国町 | 右岸       | 北村       | (町)目名橋から<br>0.15km上流   | 2.7  | 北村       | (町)目名橋から<br>0.45km上流    | 3    | 0.3          | B   | 有  |     |
| 天野川 | 目名川  | 上ノ国町 | 右岸       | 北村       | (町)目名橋から<br>0.45km上流   | 3    | 北村       | 堰から0.4km上流              | 3.7  | 0.7          | B   | 有  | 取水堰 |
| 天野川 | 苫符川  | 上ノ国町 | 左岸       | 桂岡       | 天野川との合流点               | 0    | 桂岡       | (道)桂岡橋                  | 1    | 1            | B   | 有  |     |
| 天野川 | 苫符川  | 上ノ国町 | 左岸       | 桂岡       | (道)桂岡橋                 | 1    | 桂岡       | (道)桂岡橋から<br>0.5km上流     | 1.5  | 0.5          | B   | 有  |     |
| 天野川 | 上の沢川 | 上ノ国町 | 左岸       | 上の沢      | 天野川との合流点               | 0    | 上の沢      | (町)上の沢橋                 | 0.3  | 0.3          | B   | 有  |     |
| 天野川 | 上の沢川 | 上ノ国町 | 右岸       | 上の沢      | 上の沢橋から<br>0.2km下流      | 0.1  | 上の沢      | 頭首工から<br>1.2km下流        | 1.6  | 1.5          | B   | 有  |     |
| 石崎川 | 石崎川  | 上ノ国町 | 左岸       | 館野       | (国)石崎橋から<br>0.30km下流   | 0.3  | 館野       | (国)石崎橋                  | 0.6  | 0.3          | B   | 有  |     |
| 石崎川 | 石崎川  | 上ノ国町 | 右岸       | 館野       | 河口                     | 0    | 館野       | イゲ沢川との合流点               | 0.2  | 0.2          | B   | 有  |     |
| 石崎川 | 石崎川  | 上ノ国町 | 右岸       | 館野       | イゲ沢川との合流点              | 0.2  | 館野       | (国)石崎橋                  | 0.6  | 0.4          | B   | 有  | 樋門  |
| 石崎川 | 石崎川  | 上ノ国町 | 右岸       | 館野       | (国)石崎橋                 | 0.6  | 館野       | (国)石崎橋から<br>0.9km上流     | 1.5  | 0.9          | B   | 有  |     |
| 石崎川 | 石崎川  | 上ノ国町 | 右岸       | 館野       | (国)石崎橋 0.9km上流         | 1.5  | 館野       | (国)石崎橋<br>1.1km上流       | 1.7  | 0.2          | B   | 有  |     |
| 石崎川 | 石崎川  | 上ノ国町 | 右岸       | 館野       | (国)石崎橋 1.5km上流         | 2.1  | 館野       | (道)早川橋から<br>0.7km下流     | 3.6  | 1.5          | B   | 有  |     |

※北海道水防計画「別冊 重要水防箇所・知事管理区間」より抜粋

## 第4章 予報及び警報

### 第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

| 区 分                                                                      | 種 類                                                   | 発表機関                     | 摘 要                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 気 象 予 報 警 報<br>(法第10条第1項<br>気 象 業 務 法<br>第14条の2第1項)                      | 水防活動用気象注意報・気象警報<br>水防活動用洪水注意報・洪水警報<br>水防活動用高潮注意報・高潮警報 | 函館地方気象台                  | 一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。<br>なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 |
|                                                                          | 水防活用用津波注意報・津波警報                                       | 気象庁又は大阪管区気象台             |                                                                    |
| 洪 水 予 報<br>(法第10条第2項<br>法第11条第1項<br>気 象 業 務 法<br>第14条の2第2項<br>第14条の2第3項) | 注意報・警報・情報                                             | 北海道開発局<br>北海道<br>函館地方気象台 | 指定河川について、水位又は流量を示して行う予報                                            |
| 水 防 警 報<br>(法第16条)                                                       | 待機・準備・出動<br>・指示・解除                                    | 北海道開発局<br>北海道            | 指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表                                |

### 第2節 気象庁が行う予報及び警報等

#### 1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

函館地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を函館開発建設部及び檜山振興局に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

## (1) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに発表基準

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

| 水防活動の利用に適合する注意報・警報 | 一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報 | 発表基準                                                 |
|--------------------|-----------------------|------------------------------------------------------|
| 水防活動用<br>気象注意報     | 大雨注意報                 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき                            |
| 水防活動用<br>気象警報      | 大雨警報                  | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき                         |
|                    | 大雨特別警報                | 大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき                     |
| 水防活動用<br>洪水注意報     | 洪水注意報                 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき             |
| 水防活動用<br>洪水警報      | 洪水警報                  | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき          |
| 水防活動用<br>高潮注意報     | 高潮注意報                 | 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき            |
| 水防活動用<br>高潮警報      | 高潮警報                  | 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき         |
|                    | 高潮特別警報                | 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき     |
| 水防活動用<br>津波注意報     | 津波注意報                 | 津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき                            |
| 水防活動用<br>津波警報      | 津波警報                  | 津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき                         |
|                    | 津波特別警報                | 津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する） |

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

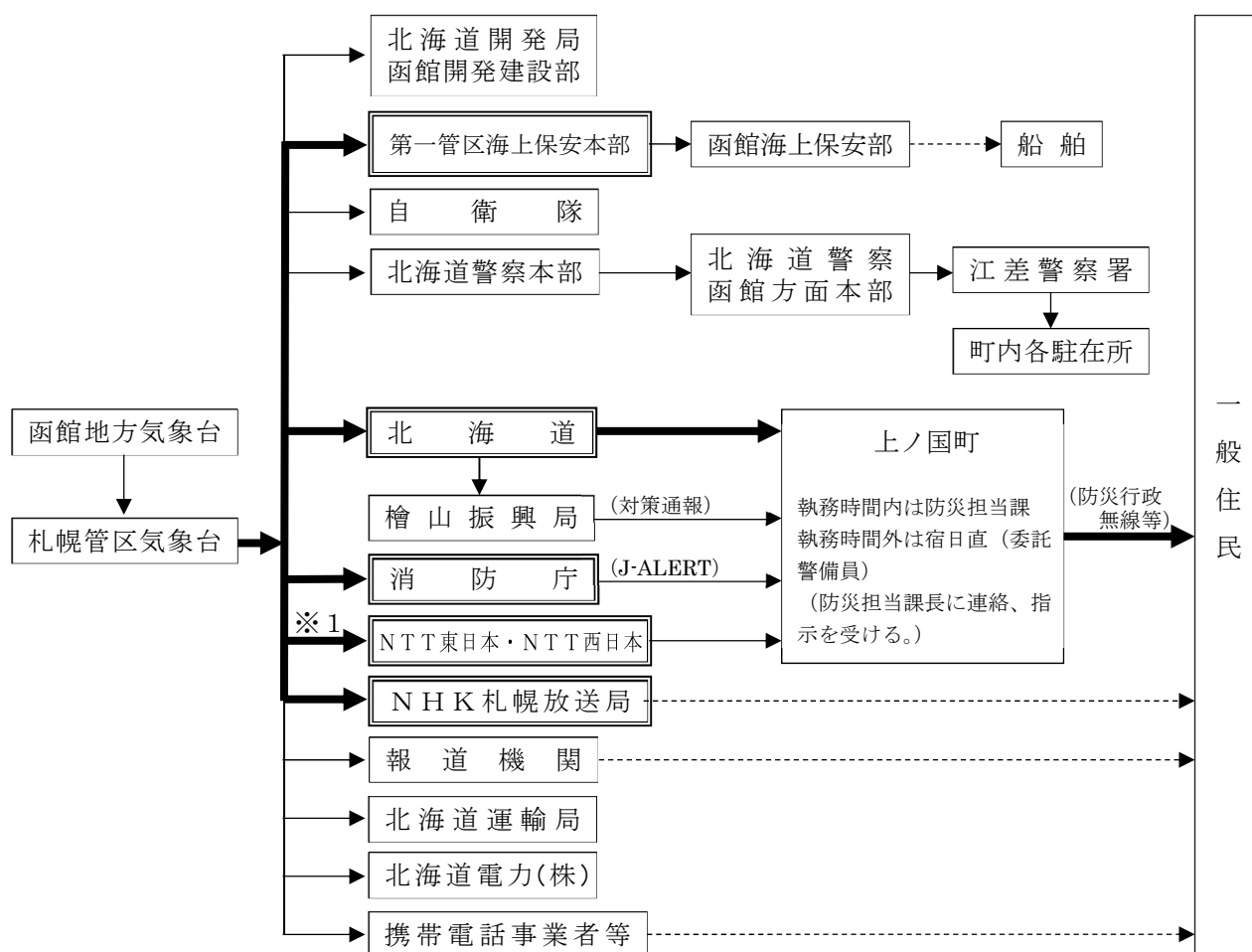
(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

| 種 類                             | 内 容                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浸水キキクル<br>(大雨警報（浸水害）<br>の危険度分布) | 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。                      |
| 洪水キキクル<br>(洪水警報の危険度分<br>布)      | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |
| 流域雨量指数の予測値                      | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。            |

## 2 警報等の伝達経路及び手段

## (1) 特別警報、警報並びに気象予報（注意報を含む）情報等伝達系統図



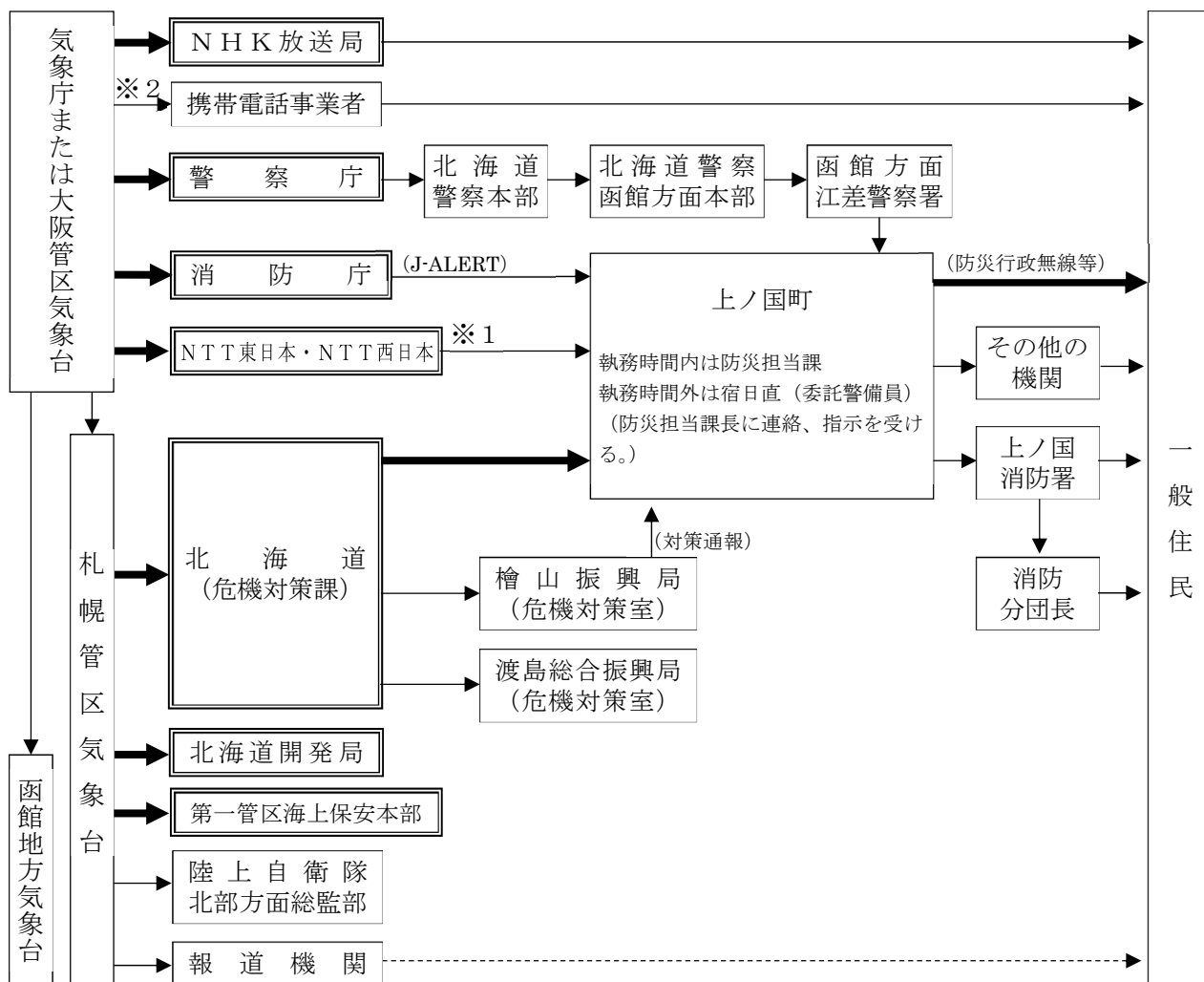
(注)

※1 特別警報・警報のみ通報

(二重線) で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先  
 (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法第15条の2の規定に基づく通知  
 もしくは周知の措置が義務付けられている伝達

(点線) は、放送・無線

(2) 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報、津波予報伝達系統図



(注)

※1 津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報

※2 緊急速報メールは大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

（太線）は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達

（点線）は、放送・無線

## 第3節 水位周知河川における水位到達情報

### 1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

なお、町においては、国土交通大臣が指定した水位周知河川の該当はない。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

| 種 類    | 発 表 基 準                         |
|--------|---------------------------------|
| 氾濫注意情報 | 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき     |
| 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき           |
| 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき |
| 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき                       |

## 2 知事が行う水位到達情報の通知

### (1) 水位周知河川

知事が水位情報の通知を行う町区域内の指定河川（水位周知河川）は、次のとおりである。

#### ア 天野川：天野川水位観測所

| 指 定<br>河 川 | 基準水位観測所 |              |                                | 水防警報区（洪水）                                                      |                                                                | 水位周知<br>区 間                                            | 水防警報区（津波）                    |            |                                                                |                                                                |
|------------|---------|--------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|            | 名 称     | 位 置          | 所在地                            | 左 岸                                                            | 右 岸                                                            |                                                        | 津 波<br>予報区                   | 津 波<br>観測点 | 左 岸                                                            | 右 岸                                                            |
| 天野川        | 天野川     | 海から<br>2.2km | 上ノ国町<br>字 新 村<br>206 番 1<br>地先 | 自 上ノ国<br>町字湯ノ<br>岱 556 番 1<br>地 先 の 中<br>ノ 沢 橋 下<br>流 端<br>至 海 | 自 上ノ国<br>町字湯ノ<br>岱 284 番 1<br>地 先 の 中<br>ノ 沢 橋 下<br>流 端<br>至 海 | 自 上ノ国<br>町字宮越<br>94 番 1 地<br>先 の 宮 越<br>橋 下 流 端<br>至 海 | 北 海 道<br>日 本 海<br>沿 岸 南<br>部 | 江 差        | 自 上ノ国<br>町字湯ノ<br>岱 556 番 1<br>地 先 の 中<br>ノ 沢 橋 下<br>流 端<br>至 海 | 自 上ノ国<br>町字湯ノ<br>岱 284 番 1<br>地 先 の 中<br>ノ 沢 橋 下<br>流 端<br>至 海 |

| 水 位         |               |               |               |               |            | 実施機関               | 関係水防<br>管理者 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|--------------------|-------------|
| 水防団<br>待機水位 | —             | 氾濫<br>注意水位    | 避難判断<br>水 位   | 氾濫<br>危険水位    | 計 画<br>高水位 |                    |             |
| —           | 水防警報<br>(待 機) | 水防警報<br>(準 備) | 水防警報<br>(出 動) | 水防警報<br>(指 示) | —          |                    |             |
| 2.53        | 3.10          | 3.67          | 4.68          | 4.96          | 4.96       | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部 | 上ノ国町長       |

#### イ 天野川：目名川水位観測所

| 指 定<br>河 川 | 基準水位観測所 |                     |                                | 水防警報区（洪水）                                                                                           |                                                                                                     | 水位周知<br>区 間                                                                                         | 水防警報区（津波）                    |            |                                                                                                     |                                                                                                     |
|------------|---------|---------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 名 称     | 位 置                 | 所在地                            | 左 岸                                                                                                 | 右 岸                                                                                                 |                                                                                                     | 津 波<br>予報区                   | 津 波<br>観測点 | 左 岸                                                                                                 | 右 岸                                                                                                 |
| 天野川        | 目名川     | 目名橋<br>から<br>0.06km | 上ノ国町<br>字 北 村<br>590 番 1<br>地先 | 自 上ノ国<br>町字北村<br>515 番 2 地<br>先 の 豊 留<br>橋 下 流 端<br>至 上ノ国<br>町字向浜<br>99 番 2 地<br>先 の 天 野<br>川 合 流 点 | 自 上ノ国<br>町字北村<br>460 番 5 地<br>先 の 豊 留<br>橋 下 流 端<br>至 上ノ国<br>町字向浜<br>85 番 1 地<br>先 の 天 野<br>川 合 流 点 | 自 上ノ国<br>町字北村<br>515 番 2 地<br>先 の 豊 留<br>橋 下 流 端<br>至 上ノ国<br>町字向浜<br>99 番 2 地<br>先 の 天 野<br>川 合 流 点 | 北 海 道<br>日 本 海<br>沿 岸 南<br>部 | 江 差        | 自 上ノ国<br>町字北村<br>515 番 2 地<br>先 の 豊 留<br>橋 下 流 端<br>至 上ノ国<br>町字向浜<br>99 番 2 地<br>先 の 天 野<br>川 合 流 点 | 自 上ノ国<br>町字北村<br>460 番 5 地<br>先 の 豊 留<br>橋 下 流 端<br>至 上ノ国<br>町字向浜<br>85 番 1 地<br>先 の 天 野<br>川 合 流 点 |

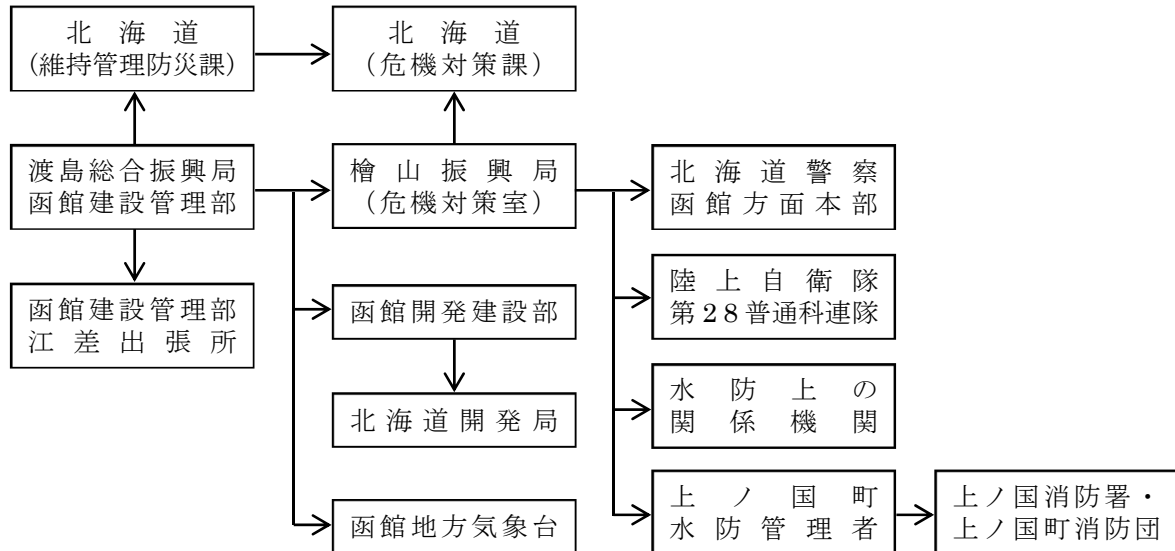
| 水 位         |               |               |               |               |            | 実施機関               | 関係水防<br>管理者 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|--------------------|-------------|
| 水防団<br>待機水位 | —             | 氾濫<br>注意水位    | 避難判断<br>水 位   | 氾濫<br>危険水位    | 計 画<br>高水位 |                    |             |
| —           | 水防警報<br>(待 機) | 水防警報<br>(準 備) | 水防警報<br>(出 動) | 水防警報<br>(指 示) | —          |                    |             |
| 8.14        | 8.42          | 8.69          | 9.21          | 9.30          | —          | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部 | 上ノ国町長       |



## (2) 水位到達情報の伝達経路及び手法

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。

また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知するものとする。



## 第4節 水防警報

水防管理団体は、水防警報の通知を受けたときは、遅滞なく水防に関係ある機関に、迅速的確に伝達を行うものとする。また、住民への周知徹底について遺漏のないよう必要な措置を講ずる。

### 1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとし、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない。

### 2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

#### (1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

洪水・高潮時の河川に関する水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

## 河川における水防警報

| 種類 | 内 容                                                                                                                            | 発 表 基 準                                                   |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 待機 | 不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象予報、警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。                             |
| 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。                                                   | 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。                              |
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。                                                                                                        | 氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。   |
| 指示 | 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。                                     | 氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。                 |
| 解除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。                                                                      | 氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

## (2) 知事が行う水防警報

## ア 水位警報指定河川

知事が水防警報を行うために町区域内の指定した河川は、次のとおりである。

## ① 天野川：天野川水位観測所

| 指 定<br>河 川 | 基準水位観測所 |              |                                | 水防警報区（洪水）                                                        |                                                                  | 水位周知<br>区 間                                              | 水防警報区（津波）                    |            |                                                                  |                                                                  |
|------------|---------|--------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
|            | 名 称     | 位 置          | 所在地                            | 左 岸                                                              | 右 岸                                                              |                                                          | 津 波<br>予報区                   | 津 波<br>観測点 | 左 岸                                                              | 右 岸                                                              |
| 天野川        | 天野川     | 海から<br>2.2km | 上ノ国町<br>字 新 村<br>206 番 1<br>地先 | 自 上ノ国<br>町 字 湯ノ<br>岱 556 番 1<br>地 先 の 中<br>ノ 沢 橋 下<br>流 端<br>至 海 | 自 上ノ国<br>町 字 湯ノ<br>岱 284 番 1<br>地 先 の 中<br>ノ 沢 橋 下<br>流 端<br>至 海 | 自 上ノ国<br>町 字 宮越<br>94 番 1 地<br>先 の 宮 越<br>橋 下 流 端<br>至 海 | 北 海 道<br>日 本 海<br>沿 岸 南<br>部 | 江 差        | 自 上ノ国<br>町 字 湯ノ<br>岱 556 番 1<br>地 先 の 中<br>ノ 沢 橋 下<br>流 端<br>至 海 | 自 上ノ国<br>町 字 湯ノ<br>岱 284 番 1<br>地 先 の 中<br>ノ 沢 橋 下<br>流 端<br>至 海 |

| 水 位         |               |               |               |               |            | 実施機関               | 関係水防<br>管理者 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|--------------------|-------------|
| 水防団<br>待機水位 | —             | 氾濫<br>注意水位    | 避難判断<br>水 位   | 氾濫<br>危険水位    | 計 画<br>高水位 |                    |             |
| —           | 水防警報<br>(待 機) | 水防警報<br>(準 備) | 水防警報<br>(出 動) | 水防警報<br>(指 示) | —          |                    |             |
| 2.53        | 3.10          | 3.67          | 4.68          | 4.96          | 4.96       | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部 | 上ノ国町長       |

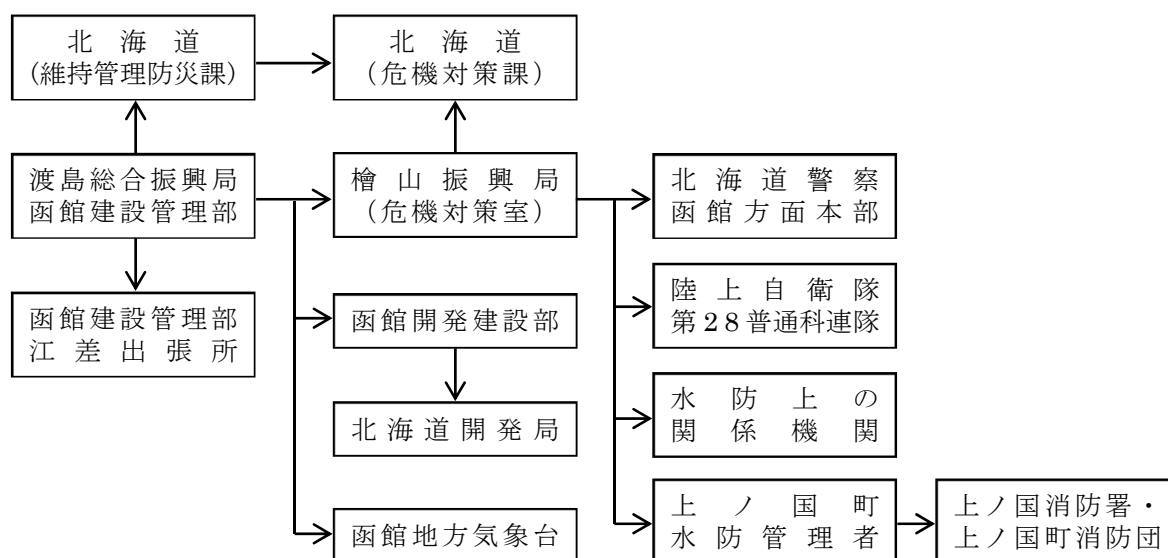
## ② 天野川：目名川水位観測所

| 指 定<br>河 川 | 基準水位観測所 |                      |                                | 水防警報区（洪水）                                                                                                |                                                                                                          | 水位周知<br>区 間                                                                                              | 水防警報区（津波）                    |            |                                                                                                          |                                                                                                          |
|------------|---------|----------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 名 称     | 位 置                  | 所在地                            | 左 岸                                                                                                      | 右 岸                                                                                                      |                                                                                                          | 津 波<br>予報区                   | 津 波<br>観測点 | 左 岸                                                                                                      | 右 岸                                                                                                      |
| 天野川        | 目名川     | 目名 橋<br>から<br>0.06km | 上ノ国町<br>字 北 村<br>590 番 1<br>地先 | 自 上ノ国<br>町 字 北村<br>515 番 2 地<br>先 の 豊 留<br>橋 下 流 端<br>至 上ノ国<br>町 字 向 浜<br>99 番 2 地<br>先 の 天 野<br>川 合 流 点 | 自 上ノ国<br>町 字 北村<br>460 番 5 地<br>先 の 豊 留<br>橋 下 流 端<br>至 上ノ国<br>町 字 向 浜<br>85 番 1 地<br>先 の 天 野<br>川 合 流 点 | 自 上ノ国<br>町 字 北村<br>515 番 2 地<br>先 の 豊 留<br>橋 下 流 端<br>至 上ノ国<br>町 字 向 浜<br>99 番 2 地<br>先 の 天 野<br>川 合 流 点 | 北 海 道<br>日 本 海<br>沿 岸 南<br>部 | 江 差        | 自 上ノ国<br>町 字 北村<br>515 番 2 地<br>先 の 豊 留<br>橋 下 流 端<br>至 上ノ国<br>町 字 向 浜<br>99 番 2 地<br>先 の 天 野<br>川 合 流 点 | 自 上ノ国<br>町 字 北村<br>460 番 5 地<br>先 の 豊 留<br>橋 下 流 端<br>至 上ノ国<br>町 字 向 浜<br>85 番 1 地<br>先 の 天 野<br>川 合 流 点 |

| 水 位         |               |               |               |               |            | 実施機関               | 関係水防<br>管理者 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|--------------------|-------------|
| 水防団<br>待機水位 | —             | 氾濫<br>注意水位    | 避難判断<br>水 位   | 氾濫<br>危険水位    | 計 画<br>高水位 |                    |             |
| —           | 水防警報<br>(待 機) | 水防警報<br>(準 備) | 水防警報<br>(出 動) | 水防警報<br>(指 示) | —          |                    |             |
| 8.14        | 8.42          | 8.69          | 9.21          | 9.30          | —          | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部 | 上ノ国町長       |

## イ 水防警報の伝達経路及び手法

知事が行う水防警報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



### 3 高潮時の海岸に関する水防警報

#### (1) 種類、内容及び発表基準

海岸における水防警報

| 種類     | 内 容                                                                                                         | 発 表 基 準                                                            |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 待機・準備  | 波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告するもの。水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。 | 気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。                                        |
| 出動     | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。<br>＜活動内容＞<br>・海岸巡視、避難誘導、土のう積み<br>・排水ポンプ作業等                                          | 気象・波浪状況・CCTV 等により越波が起こるおそれがあるとき。                                   |
| 距離確保準備 | 激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告するとともに、身の安全が確保できるよう海岸からの距離を確保しつつ水防活動を行うことの準備を指示するもの。                              | 気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生が迫ってきたとき。                                    |
| 距離確保   | 激しい越波の発生を警告するとともに、身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、水防活動を行う旨を指示するもの。                                            | 気象・波浪状況・CCTV 等により越波発生が確認或いは判断されるとき。                                |
| 距離確保解除 | 激しい越波のおそれが無くなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。                                                        | 気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。                 |
| 解除     | 水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。                                                                   | 気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。 |

## 4 津波に関する水防警報

### (1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし、「待機」は気象庁の津波警報が発表されると自動的に発表したものとする。

| 種類 | 内 容                               | 発 表 基 準                                                |
|----|-----------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 待機 | 水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。 | 津波警報が発表される等必要と認めるとき。                                   |
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。           | 津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき |
| 解除 | 水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。             | 津波警報等が解除されたとき又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。                 |

# 第5章 水位等の観測、通報及び公表

## 第1節 水位の観測、通報及び公表

### (1) 水位観測所

本町の区域内に設置された水位観測所は、次のとおりである。

| 観測所名 | 水系名 | 河川名 | 所在地                      | 水防団<br>待機水位 | 氾濫注意<br>水位 | 避難判断<br>水位 | 氾濫危険<br>水位 | 区分     | 管理者                         |
|------|-----|-----|--------------------------|-------------|------------|------------|------------|--------|-----------------------------|
| 石崎川  | 石崎川 | 石崎川 | 上ノ国町字<br>石崎石崎橋<br>上0.4km | 3.78m       | 4.95m      | —          | 6.55m      | テレメーター | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部<br>江差出張所 |
| 天野川  | 天野川 | 天野川 | 上ノ国町字<br>新村206-1         | 2.53m       | 3.67m      | 4.68m      | 4.96m      | テレメーター | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部<br>江差出張所 |
| 目名橋  | 天野川 | 目名川 | 上ノ国町字<br>北村              | 8.14m       | 8.69m      | 9.21m      | 9.30m      | テレメーター | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部<br>江差出張所 |

### (2) 水位の通報

道は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるとときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

### (3) 水位の公表

道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

河川情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

【国土交通省「川の防災情報」】

<https://www.river.go.jp/>

【国土交通省 市町村向け「川の防災情報」】

<https://city.river.go.jp/>

（注：ID・パスワードにより利用）



#### (4) 障害時の措置

道は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

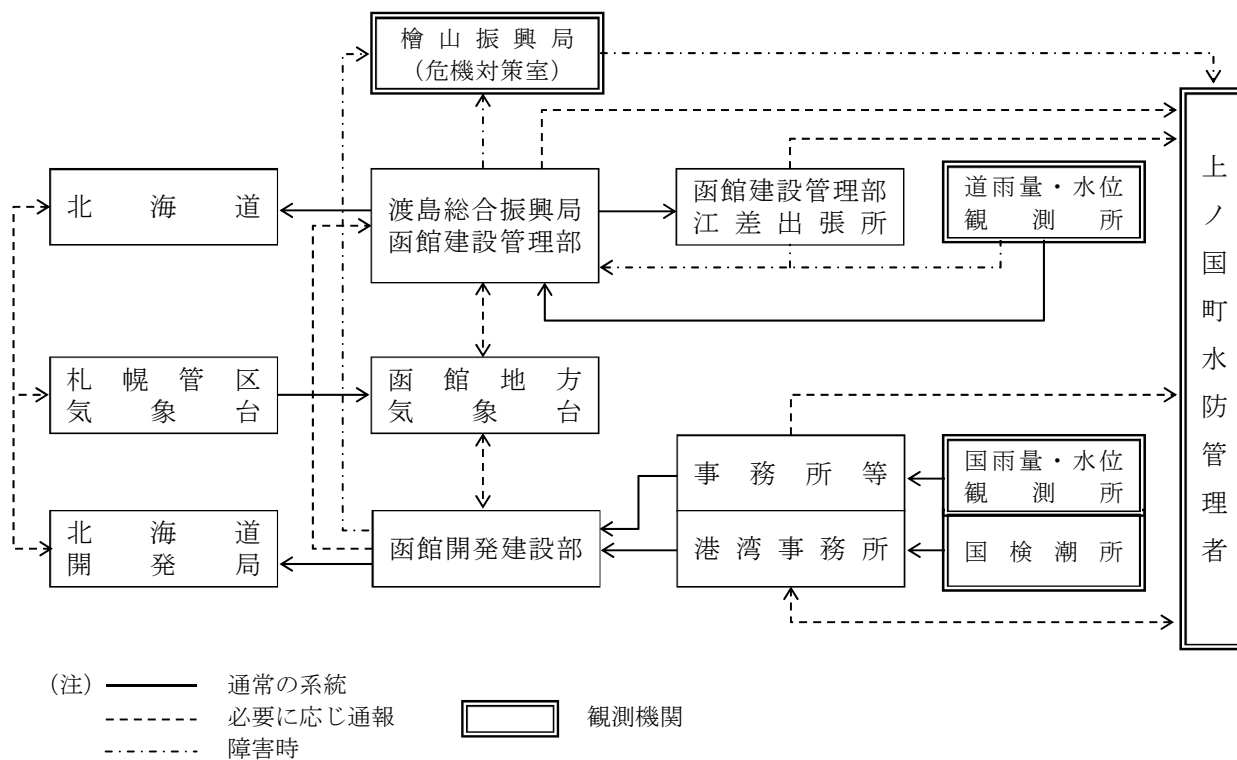
障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知する。

障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当する時、通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- イ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ウ 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- エ 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- オ 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- カ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

(5) 水位等通報系統図

道の水位等通報系統図は、次のとおりである。



## 第2節 雨量の観測及び通報

### (1) 雨量観測所

本町の区域内に設置された雨量観測所は、次のとおりである。

| 観測所名        | 所在地                     | 設置箇所<br>(電話番号)                                  | 緯度、経度及び<br>海面上の高さ                            | 観測種目、集信時刻<br>及び使用機器              | 管理者                         |
|-------------|-------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 石 崎         | 上ノ国町<br>字 石 崎<br>309-11 | NTT檜山<br>石崎交換所                                  | 北緯 41° 42′ 0″<br>東経 140° 01′ 9″<br>海面上の高さ 5m | 転倒ます型雨量計による<br>降水量：毎時            | 函館地方气象台                     |
| 上ノ国<br>ダ ム  | 上ノ国町<br>字内郷             | 上ノ国ダム<br>管理所<br>(5-3494)                        | 北緯 41° 48′ 14″<br>東経 140° 11′ 8″             | 毎時自動観測（転倒ます<br>型ヒーター付雨雪量計）       | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部<br>江差出張所 |
| 石崎川         | 上ノ国町<br>字 石 崎<br>143-8  | 上ノ国町<br>石崎143-8                                 | 北緯 41° 42′ 8″<br>東経 140° 01′ 32″             | 毎時自動観測（転倒ます<br>型ヒーター付雨雪量計）       | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部<br>江差出張所 |
| 湯ノ岱         | 上ノ国町<br>字湯ノ岱<br>517-2   | 上ノ国町字湯ノ<br>岱517-2                               | 北緯 41° 44′ 46″<br>東経 140° 14′ 43″            | 毎時自動観測（転倒ます<br>型ヒーター付雨雪量計）       | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部<br>江差出張所 |
| 木ノ子         | 上ノ国町<br>字小安在<br>629-1   | 上ノ国町字小安<br>在629-1（木ノ<br>子浄水場付近）                 | 北緯 41° 46′ 1″<br>東経 140° 04′ 40″             | 毎時自動観測（転倒ます<br>型ヒーター付雨雪量計）       | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部<br>江差出張所 |
| 木無中継        | 上ノ国町<br>字木ノ子<br>647-166 | 上ノ国町字木ノ<br>子647番松前経<br>営区166林班<br>（木無山山頂付<br>近） | 北緯 41° 42′ 50″<br>東経 140° 05′ 41″            | 毎時自動観測（転倒ます<br>型雨量計）             | 渡島総合振興局<br>函館建設管理部<br>江差出張所 |
| 小砂子<br>(道路) | 上ノ国町<br>字小砂子<br>261     | 上ノ国町字小砂<br>子261                                 | 北緯 41° 38′ 16″<br>東経 139° 59′ 47″            | 10分毎自動観測（転倒ま<br>す型ヒーター付雨雪量<br>計） | 函館開発建設部<br>(道路)             |

### (2) 雨量の通報

道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

### (3) 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

ア 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

イ 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

## 第6章 気象予報等の情報収集

### 第1節 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

#### 1 市町村向け情報提供

| 名 称                                      | ホームページアドレス                                                                                  | 提供情報                                                                                                             |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国土交通省<br>「市町村向け川の防災情報」<br>(統一河川情報システム) ※ | <a href="https://city.river.go.jp/">https://city.river.go.jp/</a>                           | 雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等                                                                                     |
| 国土交通省<br>「海の防災情報」                        | <a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/nouwphas/">https://www.mlit.go.jp/kowan/nouwphas/</a> | 潮位・波高                                                                                                            |
| 気象庁<br>防災情報提供システム ※                      | <a href="https://www.jma.go.jp/bosai">https://www.jma.go.jp/bosai</a>                       | 気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、高解像度降水ナウキャスト、洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布、流域雨量指数の予想値等気象情報、解析雨量 |

(注) ※ 貸与されたID・パスワードにより利用

## 2 一般向け情報提供

| 名 称                              | ホームページアドレス                                                                              | 提供情報                                                                                            |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国土交通省<br>「川の防災情報」                | <a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a>                         | 雨量・水位情報、レーダー、<br>観測情報、水防警報、洪水予<br>報等                                                            |
| 国土交通省<br>「海の防災情報」                | <a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/nwphas/">https://www.mlit.go.jp/kowan/nwphas/</a> | 潮位・波高                                                                                           |
| 北海道防災情報<br>(防災対策支援システム)          | <a href="https://www.bousai-hokkaido.jp/">https://www.bousai-hokkaido.jp/</a>           | 気象情報、避難情報、道路情<br>報、河川情報、メール配信サ<br>ービス                                                           |
| 札幌管区気象台ホームページ<br>※気象庁ホームページへのリンク | <a href="https://www.jma-net.go.jp/sapporo/">https://www.jma-net.go.jp/sapporo/</a>     | 気象情報、解析雨量、早期注<br>意情報（警報級の可能性）、<br>気象警報/注意報、アメダス、<br>雨雲の動き、今後の雨、キキ<br>クル（危険度分布）、流域雨<br>量指数の予測値 等 |
| 気象庁ホームページ                        | <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>                             |                                                                                                 |

## 3 潮位の観測等

水防管理団体は、高潮のおそれがあると認められるときは、風向、風速及び潮位を観測するものとする。

観測事項の主なものは、次のとおりである。

- ア 風向、風速（平均）の概要
- イ 潮位と防潮堤防の上端の高さとの差
- ウ 波高（潮位の高さの平均から波頭までの高さ）及び防潮堤の上端までの余裕

## 第2節 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

### (1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕・〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

### (2) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

### (3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

### (4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

### (5) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）。

**(6) 竜巻注意情報**

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

# 第7章 ダム・水門等の操作

## 1 ダムの操作

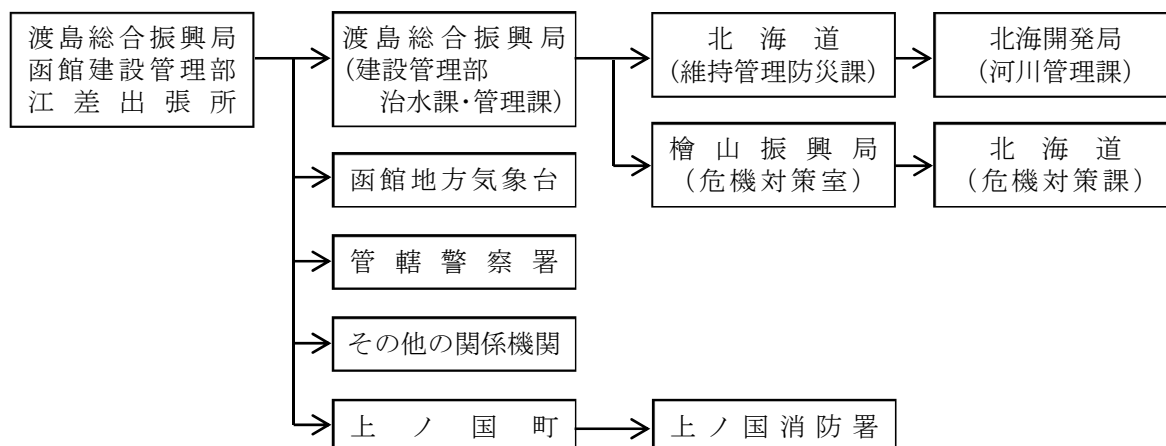
- (1) 上ノ国ダムの管理者（河川管理者）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に基づき定めたダム操作規則等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする。
- (2) ダム管理者は、出水期に先立ち、ダムの管理に支障のないように、門扉等の点検、整備をするものとする。
- (3) ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規程等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。
- (4) 河川管理者は、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。

- ア 予備放流の指示
- イ 貯留制限の指示
- ウ 洪水調節の指示
- エ 解除の指示

## 2 ダムの情報系統図

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

上ノ国ダムの情報系統図は次のとおりである。





### 3 水門等の操作

#### (1) 河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

#### (2) 河口部、海岸部の水門等（津波・高潮）

河口部、海岸部の水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門等の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

#### (3) 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

#### (4) 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。

# 第8章 通信連絡

## 1 水防通信網の確保

### (1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

### (2) 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

### (3) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

## 2 「災害時優先電話」の利用

### (1) 災害優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

### (2) 災害優先通信の取扱い

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

## 3 その他の通信施設の使用

北海道開発局長、知事、水防管理者（町等）、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、

無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社通信施設
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

#### 4 通信連絡系統図

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

| 機 関 名                                   | 連絡責任者<br>(代理人) | 所在地  | 通 信 系 統                  |                                  |      | FAX<br>番号         |
|-----------------------------------------|----------------|------|--------------------------|----------------------------------|------|-------------------|
|                                         |                |      | 第1系統                     | 第2系統                             | 第3系統 |                   |
| 渡島総合振興局<br>函館建設管理部                      | 管理課長           | 函館市  | NTT<br>(0138)<br>47-9640 | 北海道総合行政<br>情報ネットワーク<br>6250-4240 |      | (0138)<br>47-9218 |
| 渡島総合振興局<br>函館建設管理部<br>江差出張所             | 所長             | 江差町  | NTT<br>(0139)<br>52-6533 |                                  |      | (0139)<br>52-2930 |
| 檜山振興局                                   | 危機対策室<br>主幹    | 江差町  | NTT<br>(0139)<br>52-6470 | 北海道総合行政<br>情報ネットワーク<br>6310-2191 |      | (0139)<br>52-5781 |
| 渡島総合振興局<br>函館建設管理部<br>江差出張所<br>上ノ国ダム管理所 | 所長             | 上ノ国町 | NTT<br>(0139)<br>55-3494 |                                  |      | (0139)<br>55-3495 |
| 函館地方气象台                                 | 水害対策<br>気象官    | 函館市  | NTT<br>(0138)<br>46-2211 |                                  |      | (0138)<br>46-3117 |
| 江差警察署                                   | 警備係長           | 江差町  | NTT<br>(0139)<br>52-0110 |                                  |      | (0139)<br>52-0110 |

# 第9章 水防施設及び輸送

## 第1節 水防倉庫及び水防資器材

### 1 指定水防管理団体の水防倉庫及び水防資器材

指定水防管理団体は、重要水防箇所が必要に応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量の整備に努める。

### 2 水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

### 3 非指定水防管理団体の水防資器材

非指定水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて必要な準備をしておくものとする。

### 4 国又は道有水防資器材の使用

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、道の備蓄資器材又は国の応急復旧用資器材を檜山振興局長、函館開発建設部長の承認を受けて使用することができる。

なお、檜山振興局長及び函館開発建設部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

## 5 水防資器材の備蓄状況

本町における資材置場及び水防資器材等備蓄状況は次のとおりである。

### ア 資材置場

| 名 称        | 住 所              |
|------------|------------------|
| 上ノ国町防災センター | 上ノ国町字大留 102 番地 4 |
| 上ノ国町防災備蓄倉庫 | 上ノ国町字大留 109 番地 2 |

### イ 水防資器材等備蓄状況

令和6年1月時点

| 分類          | 種別         | 単位 | 数量    | 規格           |
|-------------|------------|----|-------|--------------|
| 水防資器材       | ロープ（縄）     | 巻  | 13    |              |
|             | 掛矢         | 丁  | 1     |              |
|             | ツルハシ       | 丁  | 15    |              |
|             | スコップ（剣先）   | 丁  | 13    |              |
|             | スコップ（角）    | 丁  | 27    |              |
|             | 鎌（特大）      | 丁  | 6     |              |
|             | 鎌（小）       | 丁  | 3     |              |
| その他災害対応用資機材 | 土のう袋       | 枚  | 6,402 | 480mm×620 mm |
|             | ブルーシート     | 枚  | 100   |              |
|             | コードリール     | 台  | 23    | 50m          |
|             | 水中サンドポンプ   | 台  | 2     |              |
|             | 水中ポンプ      | 台  | 7     | 11kw         |
|             | 水中サニーホース   | 巻  | 9     | 20m          |
|             | キャプタイヤケーブル | 巻  | 9     | 30m          |
|             | サクションホース   | 巻  | 9     | 10m          |
|             | ホースバンド     | 個  | 27    |              |
|             | 竹の子        | 個  | 3     |              |
|             | 三連配電盤      | 個  | 3     |              |
|             | LED 投光器    | 台  | 15    | 三脚スタンド付      |
|             | 電気ドラム      | 個  | 15    | 防雨仕様、30m     |
|             | 防災用ベスト     | 枚  | 105   |              |
|             | 防災用ヘルメット   | 個  | 105   |              |
|             | LED 強力ライト  | 本  | 35    |              |

※総務課「防災資機材台帳」より抜粋

## 第2節 輸送の確保

### 1 輸送の確保

檜山振興局長及び函館開発建設部長は、非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくものとする。

また、警察機関、市町村その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

### 2 水防管理者の措置

水防管理者は、非常の場合における消防団員及び作業員並びに水防用資器材等の輸送の確保を図るため、警察機関その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

また、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

### 3 輸送計画

非常の場合の資器材、人員等の輸送は、上ノ国町地域防災計画第5章第15節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

# 第10章 水防活動

## 第1節 水防配備

### 1 水防管理団体等の非常配備体制

#### (1) 水防管理団体の非常配備体制

水防管理団体は、法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水、津波及び高潮による危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間、上ノ国町地域防災計画第3章第2節「災害対策本部」及び第6章第3節「災害応急対策計画」に定める非常配備体制に準じて水防事務処理をするものとする。

#### (2) 消防機関の非常配備体制

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

| 配備区分 | 配備基準                                                                                                                | 配備体制                                                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 待機   | 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき                                                                                       | 水防団及び消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような状態におく                                              |
| 準備   | 1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき<br>2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき<br>3 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき     | 水防団及び消防機関の長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる |
| 出動   | 1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき<br>2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき<br>3 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき<br>4 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき | 水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく                                                                            |

## 第2節 巡視及び警戒

### 1 平常時

水防管理者は、巡視責任者を定め、随時担当水防区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防機関等が立会又は共同で行うことが望ましい。

### 2 出水時

#### (1) 洪水

水防管理者は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、檜山振興局長及び河川等の管理者に連絡し、檜山振興局長は知事に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防上面の亀裂又は沈下

ウ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 排・取水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合

カ 橋梁その他の構築物と堤防との取り付け部分の異状

キ ため池については、次の事項に注意するものとする。

① 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ

② 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ

③ 取水施設、余水吐、放水路等の状態

④ 流入水及び浮遊物の状況

⑤ 周辺の地すべり等の崩落状況



## (2) 高潮

水防管理者は、道から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、檜山振興局長及び海岸等の管理者に連絡し、檜山振興局長は知事に報告するものとする。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

## 第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

## 第4節 緊急通行

### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

## 2 損失補填

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 第6節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか上ノ国町地域防災計画第5章第5節「避難対策計画」の定めるところによる。

- (1) 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、町長、その命を受けた町の職員は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。町が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 町は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を檜山振興局長に速やかに報告するものとする。
- (3) 町は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

## 第7節 決壊・越水等の通報

### 1 決壊・越水の通報

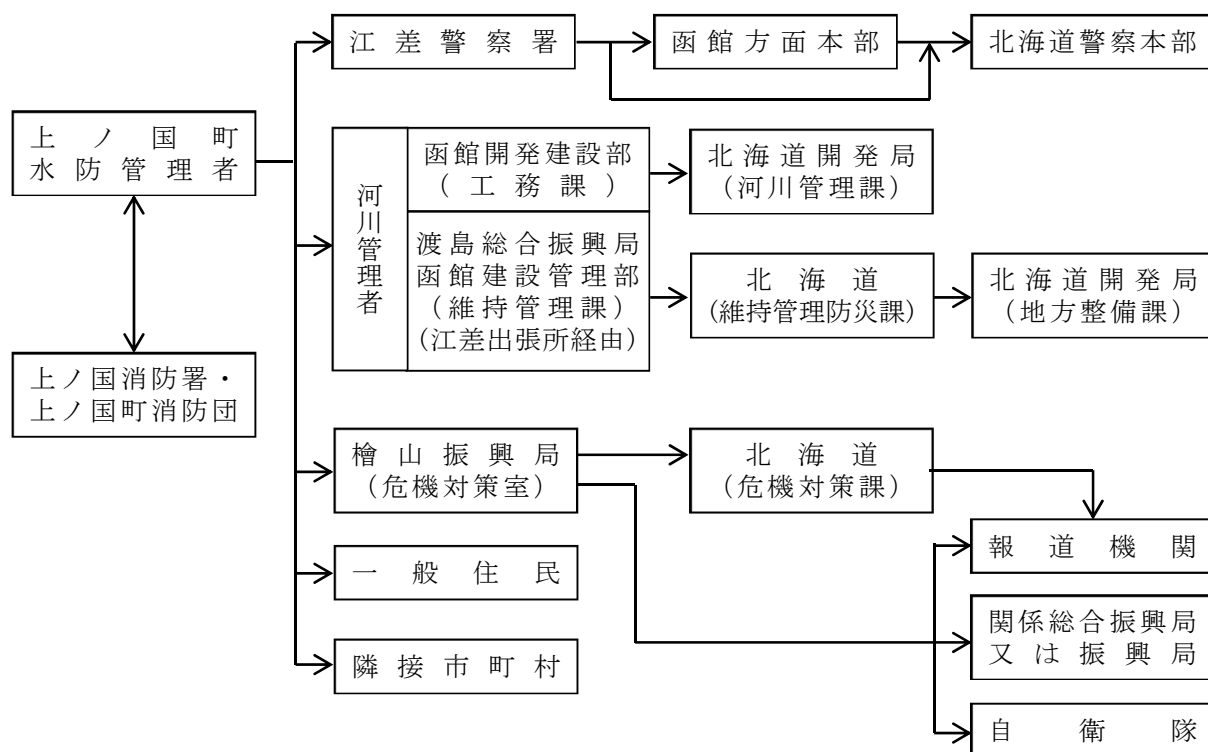
水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又はダム等の管理者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

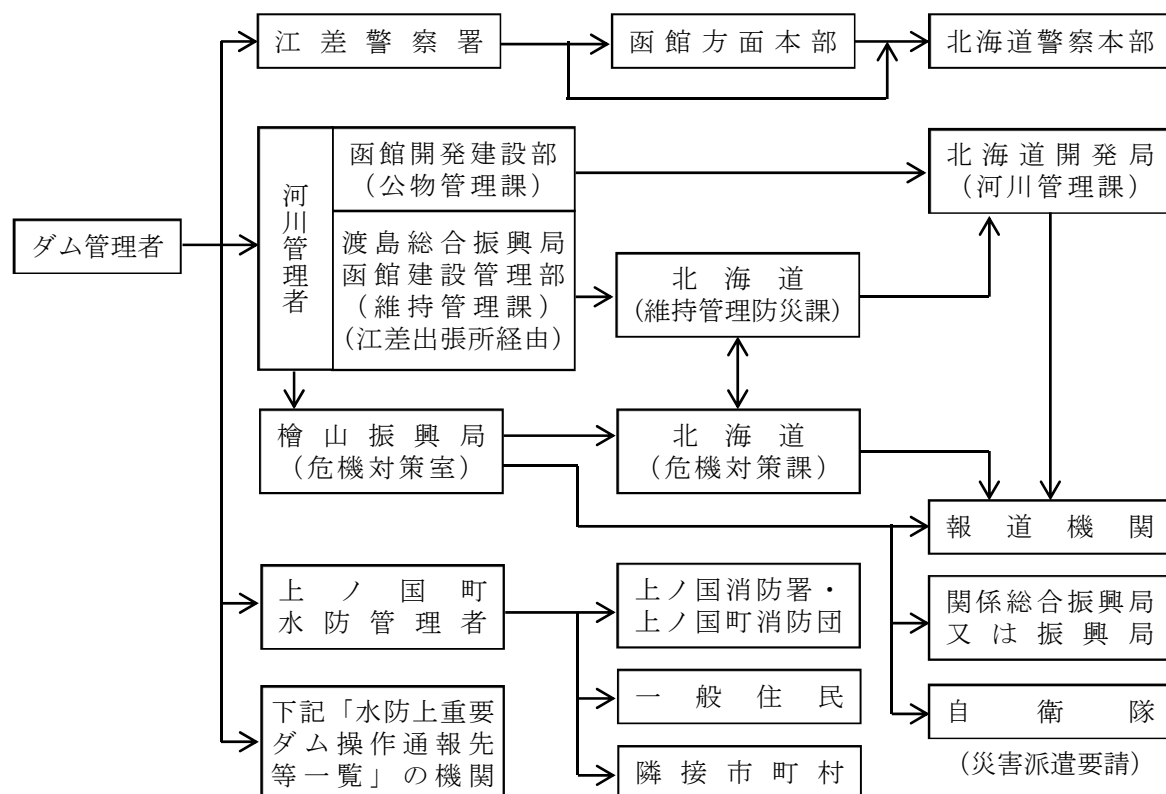
## 2 堤防等の決壊・越水通報系統図

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



### 3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。



水防上重要ダム操作通報先等一覧

| 水系名   | 河川名 | ダム名称 | 位 置         | 管理者名 | 通 報 先                                                             | 通報先に対する周知      | 住民に対する周知      |
|-------|-----|------|-------------|------|-------------------------------------------------------------------|----------------|---------------|
| 天野川水系 | 目名川 | 上ノ国  | 上ノ国町<br>字内郷 | 北海道  | 渡島総合振興局函館建設管理部治水課、同管理課、檜山振興局地域創生部危機対策室、上ノ国町役場、江差町役場、江差警察署、函館地方気象台 | 加入電話<br>ファクシミリ | サイレン<br>スピーカー |

### 4 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、町長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 第8節 水防配備の解除

### 1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、檜山振興局長を通じ知事に報告するものとする。

### 2 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防機関は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

# 第11章 水防信号、水防標識及び身分証票

## 第1節 水防信号

知事の定める水防信号は、次のとおりである。

- (1) 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

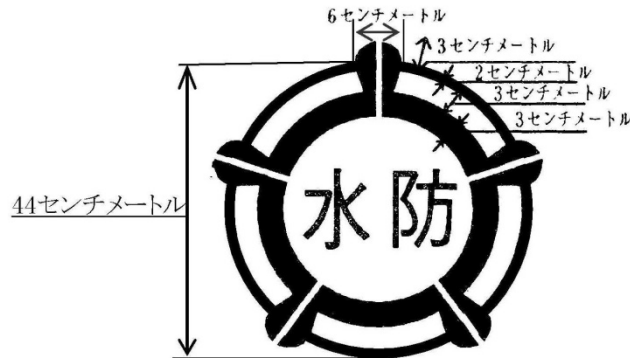
※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

|        | 警 鐘 信 号         | サイレン信号                                                            |
|--------|-----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 第 1 信号 | ○休止 ○休止 ○休止     | 約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒<br>○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止 |
| 第 2 信号 | ○—○—○ ○—○—○     | 約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒<br>○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止     |
| 第 3 信号 | ○—○—○—○ ○—○—○—○ | 約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒<br>○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止 |
| 第 4 信号 | 乱 打             | 約1分 5秒 1分<br>○ — 休止 — ○                                           |

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。  
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと  
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

## 第2節 水防標識

知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



## 第3節 水防計画作成時の職員の身分証票

### 1 町の職員の身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合は、町の職員の身分証票を携帯する。

【資料編11-3-1 水防立入調査員証（P1）】

### 2 水防管理団体の職員等の身分証票

消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、町の職員の身分証票に準じ当該水防管理者が定めるものとする。

# 第12章 協力及び応援

## 1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

### (1) 北海道開発局長の協力

- ア 河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- オ 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための職員の派遣（リエゾンの派遣）

### (2) 知事の協力

- ア 河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

### (3) 河川管理者（北海道開発局長又は知事）の援助

- ア 水防管理団体に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- イ 水防管理団体に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ウ 水防管理者に対して、過去の浸水情報の提供や、水防管理者が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- エ 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請



## 2 下水道管理者の協力

下水道管理者（知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

## 3 水防管理団体相互間の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は、応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

## 4 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

## 5 自衛隊の災害派遣の要請の要求

町は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、上ノ国町地域防災計画第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（檜山振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由

- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

# 第13章 費用負担と公用負担

## 第1節 費用負担

### 1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

### 2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

## 第2節 公用負担

### 1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

### 2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

【資料編13-2-1 公用負担権限委任証（P1）】

### 3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

【資料編13-2-2 公用負担命令票（P2）】

### 4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

# 第14章 水防報告等

## 1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

## 2 水防報告

- (1) 水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに檜山振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

- (2) 檜山振興局長は、所管の水防管理者の水防活動実施報告書を取りまとめ、所定の期日までに知事に報告するものとする。

【資料編14-1-1 水防活動実施報告書（P3）】

# 第15章 水防訓練

## 1 水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体である町は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や防災関係機関が主催する水防技術講習会へ消防機関を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

# 第16章 災害補償等

## 1 消防団員等の公務災害補償

消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該消防団員の属する水防管理団体は、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第1号）の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

## 2 水防に従事した者の災害補償

法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の規定により、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、町又は水防事務組合にあっては条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

# 第17章 浸水想定区域における円滑 かつ迅速な避難の確保及び 浸水防止のための措置

## 第1節 洪水、内水、高潮対応

### 1 洪水浸水想定区域の指定状況

北海道開発局長及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

道が公表した本町の区域における水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表の状況は次のとおりである。

本町では公表された洪水浸水想定区域による洪水ハザードマップを作成し、水害に対する避難体制等について住民への周知啓発を図る。

| 管理者 | 河川名 | 公表年月日    | 洪水浸水想定区域図ホームページアドレス                                                                                                                                                                 |
|-----|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道 | 天野川 | H31.3.19 | 想定最大規模<br><a href="https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/pdf/8253-00010-001.pdf">https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/pdf/8253-00010-001.pdf</a> |
| 北海道 | 目名川 | R5.6.20  | 想定最大規模<br><a href="https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/pdf/8253-00020-001.pdf">https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/pdf/8253-00020-001.pdf</a> |

※洪水浸水想定区域図などの公表（北海道建設部建設政策局維持管理防災課ホームページ）  
[https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html?area\\_kk4](https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html?area_kk4)

### 2 内水浸水想定区域の指定状況

知事又は町長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、道については関係市町村長に通知するものとする。



### 3 高潮浸水想定区域の指定状況

知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

### 4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

上ノ国町防災会議は、水位周知河川について浸水想定区域の指定があったときは、上ノ国町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地  
ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の物が利用すると見込まれる物を含む。））でその利用者の洪水時、内水時、高潮時（以下、「洪水時等」という。）等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの  
イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの  
ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）

なお、本町における対象施設は、「イ 要配慮者利用施設」のみであり、「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」のとおりで、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

【資料編18-1-1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧（P4）】

### 5 洪水、津波ハザードマップ等の配布等

町長は、上ノ国町地域防災計画において定められた上記第4(1)～(5)に掲げる事項を住民、

滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12 年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

## 6 予想される水災の危険の周知等

町長は、水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

## 7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により上ノ国町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、上ノ国町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

法第15条の3により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

## 8 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

# 第18章 水防協力団体

## 1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理者は、下記第2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理者は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、道及び水防管理者は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

## 2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

## 3 水防協力団体と消防団等との連携

水防協力団体は、消防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に上記第2に掲げる業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)

# 第19章 水防管理団体の水防計画 及びその作成要領

## 1 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、北海道水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、上ノ国町防災会議に諮り、知事に遅延なく届け出るものとする。

## 2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

## 3 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

## 沿 革

|         |     |
|---------|-----|
| 平成27年3月 | 作 成 |
| 令和3年3月  | 修 正 |
| 令和6年3月  | 修 正 |

### 上ノ国町水防計画

発 行

令和6年3月

発行人

上ノ国町